

一般職の職員の給与に関する条例・行政職給料表の職務の級等ごとの職員の数

行政職給料表適用職員 … 他の給料表の適用を受けない職員（事務職員など）

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1 級	主事又は技師の職務	480	13.2%	主事 技師 文化財主事 計	306 169 5 480	914	25.2%	主事級
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	434	11.9%	主事 技師 文化財主事 計	290 138 6 434			
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	590	16.2%	主任 文化財主任 主査 主査（再任用職員） 専門員 専門員（再任用職員） 文化財主査 係長 係長（再任用職員） 専門官 計	233 1 178 1 8 148 1 15 1 4 590	234	6.4%	主任級
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	787	21.7%	主査 所長（ダム管理事務所、主査級） 文化財主査 係長 副主幹 所長（ダム管理事務所、副主幹級） 事務長補佐 課長（課長補佐級） 主任専門官（課長補佐級） 主任専門官（課長補佐級、再任用職員） 計	303 1 1 41 396 2 20 15 6 2 787	991	27.3%	副主幹級
5 級	1 主幹の職務 2 地域振興局の課長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務	966	26.6%	副主幹 副所長 所長（ダム管理事務所、副主幹級） 事務長 事務長（再任用職員） 事務長補佐 課長（課長補佐級） 主任専門官（課長補佐級） 課長代理（課長補佐級） 主幹 主幹（再任用職員） 検査主幹 所長（ダム管理事務所、主幹級） 副館長 課長（地域振興局） 出納室長 所長（八郎潟基幹施設管理事務所） 課長（総合県税事務所） 支所長 事務長（衛生看護学院） 所長（知事部局の地方機関）※1 出張所長 計	463 1 3 23 17 11 29 2 1 326 2 6 1 1 61 3 1 4 4 1 3 3 966			
						481	13.2%	主幹級

6 級	1 本庁の課長の職務 2 地域振興局の部長の職務 3 上席主幹の職務 4 地域振興局の次長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務 6 困難な業務を行う地域振興局の課長の職務	248	6.8%	主幹	42	63	1.7%	上席 主幹級				
				検査主幹	1							
				課長（地域振興局、総合県税事務所）	12							
				支所長（総合県税事務所）	3							
				出張所長	2							
				副所長	1							
				事務長	4							
				総合調整主幹	10							
				調査官	7							
				調査官（再任用）	3							
				交通管制官	1							
				次長（地域振興局）	26							
				地域環境専門員	3							
				所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）※2	8							
				園長（千秋学園）	1							
				校長（職業能力開発校）	3							
				課長（警察署、調査官級）	1							
				課長（知事部局の本庁）	16							
				室長（知事部局の本庁）	6							
				政策監等（知事部局の本庁）※3	32							
				課長待遇（知事部局の本庁）	6							
				課長（委員会等の事務局）	3							
				課長（教育庁）	5							
				室長（教育庁）	2							
				政策監（教育庁）	1							
				主席調査官（警察本部等）	2							
				次長（自治研修所）	1							
				部長（地域振興局）	22							
				部長（総合県税事務所）	2							
				部長（産業技術センター）	1							
				課長（東京事務所）	2							
				校長（消防学校）	1							
				所長（知事部局の地方機関）※4	5							
室長（知事部局の試験研究機関）※5	9											
所長（教育事務所）	3											
館長（公文書館）	1											
	計	248	178	4.9%	課長級							
7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う地域振興局の部長の職務	58				1.6%	課長（知事部局の本庁）	41				
							室長（知事部局の本庁）	4				
							読書活動推進監	1				
							総務事務センター長	1				
							課長（委員会等の事務局）	3				
							課長（教育庁）	4				
							課長（警察本部等）	2				
							部長（地域振興局）	2				
								計	58			
							8 級	1 本庁の次長の職務 2 地域振興局長の職務	48	1.3%	次長（知事部局の本庁）	22
											参事（知事部局の本庁）	7
											建設産業振興統括監	1
食品産業振興統括監	1											
新エネルギー政策統括監	1											
インバウンド推進統括監	1											
事務局長（労働委員会事務局）	1											
次長（委員会等の事務局）	1											
参事（委員会等の事務局）	1											
首席監査監	1											
教育次長	2											
地域振興局長	5											
所長（知事部局の地方機関）※6	3											
学院長	1											
	計	48										
9 級	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きな地域振興局の地域振興局長の職務	21				0.6%	部長	8				
							会計管理者	1				
							危機管理監	1				
							所長（東京事務所）	1				
							社会福祉監	1				
							森林技監	1				
							建設技監	1				
							港湾技監	1				
			事務局長（委員会等の事務局）※7	3								
			地域振興局長	3								
				計	21							
			合 計		3,632		100.0%					

（参考）

※1	5級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、花き種苗センター、能代港湾事務所、船川港湾事務所が各1名である。
※2	6級の「所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）」の内訳は、スポーツ科学センター、北児童相談所、南児童相談所、女性相談所、農業研修センター、病害虫防除所、秋田港湾事務所、大館能代空港管理事務所が各1名である。
※3	6級の「政策監等（知事部局の本庁）」の内訳は、政策監が25名、防災監、移住定住推進監、地域交通対策監、スポーツ振興監、流域防災監が各1名、技術管理監が2名である。
※4	6級の「所長（知事部局の地方機関、課長級）」の内訳は、福祉相談センター、生活センター、中央児童相談所、秋田空港管理事務所、名古屋事務所の所長が各1名である。
※5	6級の「室長（知事部局の試験研究機関）」の内訳は、農業試験場と林業研究研修センターが各2名、総合食品研究センター、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、健康環境センターが各1名である。
※6	8級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、自治研修所、総合県税事務所、健康環境センターが各1名である。
※7	9級の「事務局長（委員会等の事務局）」の内訳は、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局が各1名である。

（注）割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。